

# 平成27年第1回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月2日(月曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	林	義	博	君	2番	吉	野	明	夫	君
3番	大倉	正	幸	君	4番	小幡	安	信	君	
5番	板倉	正	勝	君	6番	左	一	郎	君	
7番	加藤	喜	男	君	8番	仁茂田	健	一	君	
9番	丸島	な	か	君	10番	松崎		勲	君	
11番	石井	正	己	君	12番	丸	敏	光	君	
13番	古市	善	輝	君	14番	松崎	剛	忠	君	

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	片岡	義之	君	会計管理者	岩崎	利之	君
総務課長兼事業課長	野口	喜正	君	総務室長	田中	英司	君
企画財政室長兼政策室長	常泉	秀雄	君	住民課長兼税務住民室長	唐鑑	幸雄	君
保健福祉室長	荒井	清志	君	産業振興室長兼農業推進室長	岩崎	彰	君
地域整備室長	松坂	和俊	君	ガス事業室長	大杉	孝	君
教育課長	蒔田	民之	君	学校教育室長	浅生	博之	君
給食所長	中村	義貞	君	生涯学習室長	石野	弘	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田邊功一 書  
記 記 鈴木直幸 記 加納光輝

---

### ◎開議の宣告

○議長（松崎 熱君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回長南町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（松崎 熱君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

### ◎一般質問

○議長（松崎 熱君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問者は7人です。質問順位は、通告順に1番から7番までとします。

念のため、内容についての確認をします。質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

---

### ◇ 小幡安信君

○議長（松崎 熱君） 通告順に発言を許します。初めに、4番、小幡安信君。

〔4番 小幡安信君質問席〕

○4番（小幡安信君） 4番、小幡です。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

平野町政になってから、5回目の質問となります。私の今任期中では最後であり、次回があるかわからぬい身の上ですので、今回は1番くじを引かせていただきました。よろしくお願ひいたします。

さて、1項目めの、就任1年の行政運営の評価についてですが、私が評価するのもおこがましいとは思いますが、おおむね良の評価ではないかと思っております。個人的には物足りない部分もあるのですが、行政手腕を期待されて町長になっただけのことはあると考えております。

では、ご自身ではどうお考えになられるでしょうか。1年間、前町長の予算を執行してみて、自分では1年をどう評価しているか、お聞きしたいと思うわけです。

また、茂原市においては、平成16年度から行政評価制度を導入しているわけですが、平野町長も茂原市在職中、この制度導入にかかわってきたのではないかと考えます。町内の小・中学校では、学校評価を父兄に求めています。町民に町政の評価を求める必要ではないかと考えるのですが、長南町においても、行政評価制度を導入する考えがあるか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） それでは、小幡議員のご質問にお答えしたいと思います。

就任1年の行政運営評価はどうかというご質問ですけれども、平成26年度の事務事業の執行につきましては、おおむね順調に推移してきているというふうに思っております。これもひとえに、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力のたまものと、深く感謝をいたしているところでございます。

そういう中で、1年目の私が、行政運営に当たり目指した点や取り組んだことを特に挙げるとすれば、3点ほど挙げたいというふうに思います。

その1点目は、行政の継続性とマニフェストを重点においた行政運営を行ったということあります。

第4次総合計画をベースに、各種の施策を展開し、行政の継続性というものを大事に考え、何よりも優先してきましたつもりでございます。また、そうした中にあっても、自分の考え、思いは、しっかり出せたのではないかというふうに思っております。

2点目は、役場の組織機構、これの改革をしようとしているところであります。大課制から、コンパクトな課・係制度に編成して、より町民目線に立った形で、身近な行政、きめ細かな行政を実践していくこうというものであります。特に、専門性の高い部署の充実を目指していこうということを考えております。

3点目は、全職員との面談を行ったことであります。職員の町政に対する日ごろの思いを聞きつつ、そしてまた私の町づくりに対する考え方をお話をることができまして、これから職員と一丸となっての町づくりを進めていく上では、大変有意義な面談であったというふうに思っております。

そういう3点を、今のところ特に評価として、私は挙げたいというふうに思っております。

それから、行政評価についてのご質問です。

行政評価というのは、限られた行政資源を有効に活用するためには、必要な手法だというふうに思っております。事務事業の行政評価をして、費用対効果などを精査しながら、それを諸計画、あるいは次年度の予算に反映させていく、これは大変必要なことだと思っております。

したがって、この行政評価については、その制度とか仕組みを今後検討させたいというふうに思っております。できるだけ早い時期に、これを導入していきたいなと思っております。

ただ、町民による町政評価、これについては幅広い行政運営をするに当たっては、幅広く町民の意見を聞いております。行政情報を提供して、町民の皆さんのお意見を聞きながら、それを行政に反映させていると、そういう仕組みですので、そういうことがありますので、特に町民による町政評価というものは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 行政評価制度については、前向きに検討いただけるというお言葉をいただけたので、これについてはとやかくは、これ以上は言いませんけれども、少し私の考えていたのと違う点もあったので、その点について述べたいと思います。

町長は、継続性を一番大事に考えている……。

[「意見を述べちゃいけないんだよ」と言う人あり]

○4番（小幡安信君）　はい。わかりました。

町長は、本当に最初から継続性ということでやってこられたということなんですが、私とすれば、まず最初に、小学校統合問題で、前町長が敷いておられた2段階制統合というものを、直接統合に持っていくかれたという、この点においては私はすごく評価しているところがあるわけなんです。

もう一点、答弁の中で触れられておりませんでしたけれども、茂原市では、平成13年から行政評価制度の検討を始めて、平成16年に導入しているわけです。町長は、職員時代に当然かかわってきたのではないかと考えるのですが、どのようなかかわり方をし、また導入の結果、茂原市においてこの制度がうまく機能していると考えているかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（松崎　勲君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　行政評価につきましては、先ほどお話ししましたけれども、やはり限られた予算の中で、効率よい住民サービスに目を向けた事業執行していく上では、費用対効果、いろんな面で事業の必要性、すなわち事業については時代ごとに変わってくると思うんですよね。そういったことで、その都度精査しながら事務事業評価して、それを計画とか次の予算に反映させる、これは非常に大事なことだと思っておりますし、またそういうことも経験しておりますので、今回小幡議員のほうからご質問がありましたけれども、個人的には、新組織の中でその制度づくりを職員には指示するつもりでおりました。

そういうことで、その必要性は十分認識しているつもりでございますので、そういった方向で今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松崎　勲君）　4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君）　質問の答えには、ちょっと外れているかなと思うんですね。

町長が、どのように茂原市の制度導入にかかわってきたのかということを聞いたので、その点についてお答えがないということは、かかわっていなかったと解釈してよろしいんでしょうか。お願ひします。

○議長（松崎　勲君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　この行政評価は、やっぱり組織にはいろいろと分掌がございまして、茂原市のほうでも行政評価の事務そのものは、総務部の総務課というところでやっております。

13年から検討し始めて、16年と、その後記憶はちょっとないんですけども、小幡議員のほうからそういう話がありましたので、恐らくそうでしょう。

そうであれば、ちょうどそのころは、私はちょっと違う部署におりました。同じ総務部の中にはいたのですが、ちょっと分野が違っております、その導入経緯というのまでしっかりと把握していないところがあります。ただ、その行政評価制度の中で、実際に事務を行ってきたことはあります。そういったことで、先ほどのお答えになっているというふうに思います。

以上です。

○議長（松崎　勲君）　4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君）　わかりました。

できれば、町長の任期中に、長南町においても行政評価制度の導入を図っていただければと考えますので、よろしくお願ひします。では、この件についての質問は、これで終わりにいたします。

では、次に新年度予算についてということで、お聞きしたいと思います。

先般、私たちにも新年度予算書が配られたわけですけれども、この予算書は、前回とは違って、平野町長が主体的になってつくられたものではないかと考えております。

でありますので、この予算において、平野町長の独自性、目玉となるものは何かということがお聞きしたいわけでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 新年度予算についての、私の独自性はどこかというようなご質問ですけれども、新年度予算においては、新たな事業ということで何点か提示をさせていただいております。

1つは、小中一貫校の校舎整備事業。それからまた若者定住促進の助成金手法等をあわせた、米満の住宅跡地造成事業。それから子育て親子の交流の場を提供し、その拠点づくりから子供の健やかな育成を支援する子育て交流館の設置。それから第3子以降の出産祝い金の増額、郡内に先んじて法定予防接種に定めていないおたふく風邪の予防接種などとなっております。

限られた財源の中で、現行の行政サービス水準を低下させることなく、教育環境の整備、あるいは若者の定住促進、それから子育て支援に、特に意を用いたところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。

では、今述べられた中の、小中一貫校と子育て交流館のことについて、もう少しお聞きしたいと思います。この小中一貫校の建設について、議員の控室にも新聞記事が載っておりましたけれども、その中に、プロポーザル方式の設計も検討しているというふうに書いてあるわけですけれども、その設計の検討の段階が今どの程度のところにあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 設計についてということですけれども、来年度当初に、設計も含めてプロポーザルで始めるべく、準備を進めているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） プロポーザル方式をとっていただけたということでありましたら、私もそれについては非常にいいことだなと思うんですが、そのときに、ちょっと前回の全員協議会のときにもお話ししたんですが、小学校の校舎から校庭が見えない、グラウンドが見えないという不安が父兄の方から上がっておられるわけですけれども、プロポーザル方式において設計を依頼するときに、何とか見えるようにできないかとか、そういうこちら側から何らかの提案をして、それに基づいた設計というのも求めるというふうに理解してよろしい

んでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） そのとおりであります。

百年山という山を抱えていますので、実際グラウンドのほうを直視することは、これは不可能です。あの山を全てとってしまふと、校舎を建設する以上のお金がかかっているということで、今現在、教育委員会としましては、西小学校でも、今実際はグラウンドが見えない状態にはなっています。それを、防犯カメラ等で補助するような形をとっていますので、似たような形で設計のほうの依頼に入れていただきたい、そのように考えているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

その場合、プロポーザル方式で上がってきた設計を、今度検討する段階に、どのような形で検討するのか、例えば議員に対しても諮るのかということについてもお聞きしたいんですが、問題ありますか。

○議長（松崎 勲君） 通告外の質問になりますので、答弁できませんので、ご了承を願います。

○4番（小幡安信君） そうですか。

新年度予算のことについてのことをお伺いしていると私は考えているのですが、答弁できないということでありましたら、ほかのことに移りたいと思います。

子育て交流館のことについて、ではちょっと質問したいと思いますが、子育て交流館、私もこれ素直に聞いたときに、非常にいい案だなというふうに考えておるわけですけれども、これに対して391万9,000円ほどの予算が請求されております。この予算の具体的な内訳というものについて、お願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） お答えします。

まず、あそこ、交流館に管理人を置いて、そこに管理する委託料と、あと簡単な修繕費を盛らせていただいております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 委託料と修繕費ということなんですが、現在子育て交流館、週に1度という使用状況ですよね。具体的にその委託料が幾らかということは、今答えられませんでしたけれども、今後もっと頻繁に使う予定があるのか、あるいはその使うグループが現実に町にあるのかということも疑問に思うわけで、その委託料の金額が、どういう形で委託するのかということが決まっておりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 今、お試しといいますか、そういった形で、12月から町の子育てボランティアのほわほわというグループが使って、毎週水曜日を大体活動日として、お試しという形で使っていただいてお

ります。

実際的には、12月ですから、クリスマス会だとかそういうものも催されており、あと打ち合わせ等でも使われておりますので、大体月平均6回使っていただいているのが今の現状です。

これからの方々については、そういうボランティア組織とか、ほわほわというボランティア組織とかそういう方々と、いろいろお話を聞きながら、使い方についてはいろいろ考えていくところなんですが、今の考え方としては、あそこに管理人を置いて、いつでも誰でも子育て中の親子が、あそこに行けばほかの子育ての人に会えるというような形で、週5回、常時開けられるような形で管理人を置いてという形で考えております。

金額的にちょっと申せなかつたのは、申しわけなかつたですが、あと予算的にはその管理人を置く委託料と、あと光熱費がかかりますのでその需用費、あと多少修繕を加えていかなければならないところがありますので、その修繕費を盛らせていただいているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 今聞いたところでは、現在は月6回程度だということで、これから使用頻度がふえてくれば、それはもちろんいいわけですけれども、果たして週5日ほど開けるほどの利用回数があるのかというのは、まだちょっと未定というか、私とすれば疑問に思うわけで、私とすれば、子育て交流館という形にかかわらず、もっと使い道の多い施設として使ってもらいたいなということを考えるわけです。

町長も、都市との交流のことを述べられていたと思うんですけども、現在長南町において、残念ながら都市と交流する場といいますか、都市の住民が長南町に来て、研修したり泊まって、長南町を見て歩くような場所というものがないので、たまたまあその場所は前には研修所として使われており、宿泊施設としても可能だし、入浴設備も、これも修理しなければならないわけですけれども、整えられているわけですので、子育て交流館ということに限らず、そういう都市との交流の場にぜひ活用できないかと思うわけですけれども、町のほうとしてはどうなんでしょうか、その点は。お伺いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 一応、子育て交流館ということで、主として子育て交流館という形で使っていきますが、先ほどもちょっと話したとおり、この使い方については、またいろいろ検討をしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 新年度予算ではなく、独自性についての質問をお願いします。よろしく。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 新年度予算についての質問をしているつもりですが、この質問ではいけませんか。

特に子育て交流館については、町長においても独自的なものだということを述べられておるので、特に問題ないという考え方でありますけれども、いけませんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 予算としては、何か質問の趣旨が違うような感じがする。

いいですよ、それを進めてくださいよ。

4番、小幡安信君。

[「予算には質疑があるんだよ」と言う人あり]

○4番（小幡安信君）もちろんそれは、あることは知っております。外野のことはいいということにして、わかりました。ちょっと予定と違いますので。

独自性ということでは、子育て交流館、それから町長が述べられておりました、第3子以降の子供に対する助成金を新しくふやすということで理解いたしました。では、わかりました。これについての質問も、これで打ち切りたいと思います。

続きまして、次の小学校跡地のことについて、お聞きしたいと思います。

小学校、もう統合、新校舎ができることが確定しているわけですので、次には、今度は跡地の利用ということを当然考えていかなければならないということを考えるわけですけれども、昨年9月議会において、役場の若手職員を中心に、学校跡地活用の検討会を立ち上げると答弁いただいております。

しかしながら、その後の動きが見えないと感じております。現在、どうなっているのか、現状をお聞きしたい。そして、もっと町民にわかるように、話し合い状況を公開してはどうかと考えるのですが、ご見解をお願いします。

○議長（松崎 勲君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）小学校跡地についての庁内検討委員会の現状というようなご質問ですが、昨年11月に庁内に、若手職員を中心に、小学校跡地活用庁内検討会議というものを設けまして、現在5回ほど会議を行っております。

会議では、先進事例等の情報収集しながら、調査研究をしている状況であります。年度末までには、一定の方向性を導き出すということを目標に、今、活動をしているところであります。

そういうような状況の中で、この会議は、自由な発想で、その活用方法を内部的に検討していくというようなものでございますので、これを公開すると、そういうようなことは特に考えておりません。

しかるべき第三者機関を設置した中で、こういった意見を1つの資料として出していければいいのかなとうふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君）4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君）ありがとうございました。

といつても、公開できないということなので、これもなかなか、次の質問を続けるのが難しい答えだと考えております。

もう少し、このことについてお聞きしたいと思うのは、確かに公開しないで自分たちの内部でやるというのもわかるわけですけれども、今までの例といいますか、慣例からしますと、一旦役場でこういうふうだと決められてしまうと、それを変えることができないというか、もう変えることを嫌がるというか、そういう傾向があるわけなんですけれども、この庁内につくられた検討会議の結論というものは、そういうしゃちはこばつ

たものじやなくて、それを土台にして、これから発展させていくというような、いわば変更可能なものとして出てくるものと考えてよろしいのでしょうか。そのことについて、お願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務課長、野口喜正君。

○総務課長兼事業課長（野口喜正君） 先ほども町長のほうの答弁にありましたように、あくまでも今後第三者機関というものができると思いますので、そのたたき台になるような、資料的なもので検討いただいていると いうことでご理解いただきたいなと思うんです。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

では、この1番、現在の話し合い状況については、これで終わりにしたいと思います。

次に、跡地利用の制限のことなんですけれども、各学校整備に関し、国・県等からの補助金などをもらっている場合、ある年月が過ぎるまで自由に処分できないようなことも聞いておりますけれども、実際のところはどうなのか。わかるところがありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 跡地の利用に制限はかかるのかというご質問でございますけれども、公立学校の施設に係ります財産の処分手続については、国庫補助事業完了後に10年以上経過した場合と、10年未満の場合とで、その取り扱いが異なるということでございます。

町の4つの小学校につきましては、10年以上経過しているということでございますので、これによってお答えを申し上げますけれども、まず無償による転用、貸与、譲渡、取り壊しに該当する場合には、相手先を問わずに文部科学大臣への報告のみで可能だということでございます。

また、有償の貸与、譲渡の場合には、国庫納付金相当額を学校施設整備のために積み立てて、大臣への承認申請をすることによりまして、相手先を問わず、その処分が可能となるということだということでございます。  
以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。

確認になりますけれども、わかりやすく言えば、ほぼ自由に町で利用できるということで考えてよろしいですか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 10年以上経過してございますので、無償であるならば、文部科学大臣への報告。有償であれば、基金を積み立ててということでございますから、自由にといえるかどうかわかりませんけれども、それほどの障害はないということでご理解いただければと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。

それでは、3番に移りたいと思います。

ほぼ自由に小学校跡地を利用できるということなので、ではもっと活用方法の検討を発展させてもらいたいというか、もっと進めてもらいたいと思うわけですね。

この4つの小学校とも、歴史的にも地理的にも各地域の中心的な位置にあり、精神的な支柱でもあったわけですから、活用に際しては地域住民の意向抜きにはできないと思われます。

もっと積極的に、住民の意見を早い段階から求めて、話し合いを積み重ねるべきではないかと思うのですが、まだまだその方向が見えてまいりません。

町長としては、どのようにお考えになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 小学校の跡地については、今、小幡議員がおっしゃったように、各地域のほぼ中心地にあって、その地域の町づくりには必要な、重要な位置だというふうに思っております。

そういう意味で、跡地活用が今後の長南町の発展に大きく寄与していくということについては、間違いないのではないかというふうに思っております。

そういう思いで、これからその活用方法について、いろいろ検討させていただくわけですけれども、今具体的な、町民の皆さんからの意見をいただく機会の設定については、検討はしておりませんけれども、いずれにしても、近いうちにご意見を伺うような機会を設けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 多分、先ほど常泉室長が答えられた財産処分のことについても、同じような、ホームページ、インターネットから引いてきているのではないかという感じもするんですが、ホームページで見ますと、平成14年度から平成25年度までの廃校数が、全国で5,800校以上あると。いわば、使われていない、ほとんど活用されていないものが、そのうちの1,513校だというふうに、ホームページ上では出ております。

近隣においても、長柄町の水上小学校、あるいは大多喜町の小学校、市原市の小学校、最近幾つか廃校になっておるわけですけれども、それが果たして十分に使われているのかどうかというのは、甚だ疑問であります。

ちょっと役場のほうに、今使われていないというか、廃校になったところが、年間維持費が幾らぐらいかかっているのかということもお聞きした経緯がありますけれども、そのことについてちょっと、現在の使われていない場合の年間維持費です、それがどの程度なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 年間の維持経費ということでございますけれども、全く使われていないというところは、長柄町の水上小ですね、そこは特に使用していないということでございます。それについては、維持費としては、セキュリティーとかということで43万円程度ですね、そのくらいということでございます。

あとは、市原市ですと、高滝小学校ほか5校ございますけれども、校舎はいちらアート×ミックスとい

うような、イベントといいますか、そういったものをやっておるようでございまして、芸術作品等の展示会に使われておられるようです。あと、体育館については、通常のバレー・ボーラ活動をする団体等が使用しているようでございます。その他には、特に使用するというものはないというようなことです。5校分で申し上げますと、年間の維持費としては758万円程度ということでございます。

大多喜町の老川小学校については、地域のイベントですとか、たまに企業のセミナー等に使用されているということでございますけれども、年間の維持費としては163万円程度になるというようなことでございます。

内容としては、以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 正直、もっとかかっているかなと思ったわけですけれども、意外とかからないのだなという気もしております。

この程度だったら、小学校が廃校になってから考えても間に合うのかという気もいたしますけれども、順調にいって、2年後に学校が空くということが決まっているわけですから、空いたら即、次の団体が使う、あるいは売却という形になるかも、それはわかりませんけれども、間を置かずに利用方法が決まっているということであれば、この経費が浮くわけですから、これから地域住民の意見を求めるのも検討していくというか、おっしゃいましたけれども、それをもっと早めていただいて、跡地の活用をもつとうまく回るようにしていただきたいなと思うわけです。

私たちが地域住民とたまに話すときに、やっぱり長南町に不足しているものは何かというと、病院とか、あとはコンビニなんかももっと欲しいね、あるいはストアなんかも欲しいね、あとは介護施設ももっとふえてもいいんじゃないかな、ふやさざるを得ないというようなことも聞いております。

そういう意見を求める場を持つとはおっしゃいましたけれども、もっと本当に早くそういう意見を集約して、町民がどういう方向性を持っているのかということを積極的に集めていただいて、この小学校跡地の利用についても、もっと進めていただきたいというのが私の考え方であります。

この後、まだまだ小学校統合についての問題も出てくるとは思いますが、あわせて小学校跡地の利用をオーナーに、積極的に考えていただきたいということを期待いたしまして、残念ながらちょっと話のかみ合わないところもあって、申しわけなかったですけれども、今回の私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時を予定しております。

（午前 9時45分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### ◇ 松崎剛忠君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、14番、松崎剛忠君。

〔14番 松崎剛忠君質問席〕

○14番（松崎剛忠君） 改めて、おはようございます。

14番、松崎、議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

早速、質問に入らせていただきます。

質問事項は、尚武館の取り壊しについて。要旨は、武道教室の継続についてと、武道館の建設についてでございます。

この問題は、小学校4校の統合問題に始まり、当初は尚武館前に校舎建設と聞いておりましたが、去年12月定例議会一般質問で左議員から、尚武館は建築30年以上が過ぎ、老朽化が進み、危険ではないのか、また維持管理経費がかかるのではとの質問があり、急遽1月18日の武道教室鏡開き、また2月16日の議員全員協議会で尚武館取り壊しの説明がありました。また、27年度一般会計予算の中にも、尚武館解体工事費1,479万6,000円が計上されております。

私も、平成2年から空手教室の指導員として、子供たちに空手を教えておりますが、確かに6月になると尚武館の廊下は湿気でつるつる滑る。とても危険でありますし、夏は戸を開けますと羽アリがいっぱい入って来る。そして、網戸を設置してもらったんですけども、たてつけが悪いのか、すぐ外れちゃって。また、2年前には、蛍光灯80本取りかえてもらったんですが、取りかえる際に誤って落っことして、よく掃除しなかったのか、指導員がちょっと足を切ったというようなことがございまして、これからそういった事故も、そのままですと起りかねないと思いますので、解体には私も指導員も保護者も、生徒のためにも賛成であります。

左議員には、武道教室、剣道、柔道、空手道の指導員を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、そこで質問に入りますが、武道館を解体した後、武道教室は続けていただけるのかということで、質問いたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、ただいまの松崎議員ご質問の1点目の、武道教室の継続についてということで、お答えをしたいと思います。

武道教室の取り壊しにつきましては、先ほども松崎議員からありましたように、去る2月16日に行いました全員協議会でご説明させていただきました。学校の教育環境の充実、それから児童・生徒数の変容、学校としての管理運営面、町の財政状況と管理維持などの面、さまざまな面から検討した結果、尚武館を取り壊し、尚武館跡に小学校教育棟を建設することがベストだという判断をさせていただいたところでございます。

先ほどもお話がありましたように、武道教室は、昭和59年11月の尚武館建設後の昭和62年8月から、柔道、剣道、そして平成2年4月からは空手道も入りまして、町体育協会のボランティアの方々を講師にお願いして開催し、28年、この武道教室は経過をしているところでございます。

教育委員会では、学校施設を有効に活用して青少年の健全育成を目指し、バドミントン、バスケット、サッカー、インディアカ、武道教室、いろんなものに開放しているところでございます。

先ほどの質問の、武道教室の継続につきましては、技術修練はもとより、伝統ある武道を通じて精神修養と

青少年の健全育成という観点からも、講師の方々のご理解ご協力をいただく中で、今後とも社会体育施設などを使用しながら、引き続いて開催していきたいというふうに考えているところでございます。

よろしくどうぞお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 続行ということで、私ども指導員も安心しておるところでございます。

そこで、武道教室での練習、稽古、解体した後、どうするのか。特に、柔道は畠が必要でございます。武道場はどこにするのか。それをお尋ねします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習室長、石野 弘君。

○生涯学習室長（石野 弘君） では、松崎議員のご質問にお答えいたしますけれども、武道教室の継続後は、柔道についてはどこでやるのかというご質問ですけれども、柔道につきましては、社会体育施設などを使用しまして、柔道用のマットを敷いて、引き続き開催していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 柔道用のマットと今聞きましたが、このマットは、柔道は中学校で必修科目としてやっている分、これには大丈夫なんです。年間10時間ですか、必修科目でやっておりますよね。ただ、その練習は、柔道は投げ技、寝技、固め技、いろいろあります。中学校でやっているのは、投げ技はありません。やつても膝から下です、安全な。

ただ、私ども武道教室は、それこそ地方の大会、県大会、全国大会、そういうことに出場するので、中学校でやっているそのマットでは通用いたしません。危険であります。今、柔道場にあるのは、畠の下にコンパネを敷いて、その下にスプリングを敷いてあります。ですから、背負い投げをやっても、全体が沈むから安全なわけです。

ただ、マットは、この間も鏡開きのときに柔道の指導員が言っていましたけれども、背負い投げとかなんとかやるときに、力を入れると足が滑っちゃうと。非常に危険だと。また、1カ所に力が加わるから非常に危険であると、このように言っておりました。ですから、今のマットでは柔道教室には使えません。

そして、27年7月中旬から解体を始めますと聞きましたけれども、その後、柔道場はどこにするのか。そして、昨日も柔道の会長と話し合いましたけれども、そんなマットはとてもじゃないけれども使えないとい、子供たちの安全のために使えないとい。ではどうしたらいいか。1つの教室を道場として、先ほど言ったマットを敷いて、その上に畠を敷いて、それで周りを固めて、そうすれば何とかできるんだと、とりあえずは。

そのように言っていましたが、今言ったようなマットのかわり、そういうことを考えているのか、お尋ねします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） ただいまの質問ですが、教育委員会としましては、29年4月に小学校を統合しまして、適正規模の学校をつくっていく、これが最重要課題だというふうに考えておりまして、また町もこれは了

解を得ているところです。

その中で、中学校の体育科の柔道のほうですけれども、今後中学生も1クラス20名以下の学級があらわれてまいります。その中で、尚武館を維持管理していくのは、学校としてもこれは大変だというような話が出ております。そして、学校体育の中では、体育館に柔道用のジョイントマットを敷き詰めて、そこで十分授業はできるということを言われておりますので、その線で今、考えているところです。

なお、先ほど教育長の答弁にありましたように、教育委員会としましては、学校施設あるいは文化施設、体育施設、これを有効活用しまして、青少年健全育成、あるいは伝統文化の継承、さらに体育スポーツの発展、それをとおして明るい町づくりに寄与していきたい、そのように考えているところです。

したがいまして、学校における武道場と、その後の体育施設の利用については、誠に申しわけないんですが、別の問題だというふうに考えていただければと思います。

しかし、中学校のほう、この後夏から、尚武館のほうが解体作業に入りますので、その間は同じように、中学校のマットを活用して、統合まではご辛抱いただければありがたいかなと思います。

なお、統合後は、4校の小学校も空きます。また、体育館のほうも空くことになります。その活用方法の中で、町と一緒に今後協議してまいりたい、そのように考えているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 私が言っているのは、あくまでも武道教室のことなんです。いいですか。武道教室というのは、今も言ったように、必修科目の中でやるんじゃないんですよ。練習の方法も全然違うんです。いいですか。そういった中で、マットはだめだと言っているんです。危険だからだめだと言っているんです。それを全然わかっていないじゃないですか。いいですか。

それで、体育館を利用して、マットを敷く。今、柔道場は50坪あります。そうしますと、あのマットをこの間見せてもらいましたけれども、1畳の半分ですよね。200枚敷かなければいけない。子供たちが、もしあのマットを使用しても、30分以上かかります。しまうのにまた30分以上かかります。1時間とられちゃう、2時間のうち。

そういうことも考慮した中で、やはり、まず私どもは安全面ということを考えております。私ども指導員は、ここに私、空手の指導員の認定書をもらって、スポーツ指導の知識、技能審査、文部科学大臣認定で、スポーツ指導の知識、技能審査によるスポーツ指導員として認定しますと、こういったものを一応受けるわけです。そういう中で、子供たちに安心・安全、危険、けがのないように指導しているわけです。ですから、今のマットでは通用いたしません。そのこと。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 詳細につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますが、今現在、町の体育館、水曜日の夜、卓球のほうしか使っておりません。中学校も、はつきり申し上げまして、毎度そのたびに敷くのは大変だと考えておりますので、その柔道用のマットを今の町の体育館のほうに敷き詰めて、水曜日の卓球のときだけ、それをもし邪魔であれば片す。そのような形でできないかと。

さらに、今お話をありました、その上に畳を敷くという方法も考えられますので、今後その辺については、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） あくまでも、これはその場、尚武館を取り壊した中で小学校が統合する、学校の体育館が空く、そういったときに、はっきりと武道館にするのかどうか。そうしますと、ちゃんとした畳を敷いて、今、柔道のマットも新しいものはスプリングを敷かないで、マットがやわらかくなっている、そういった畳もあるそうです。そういったものもあるようですので、ぜひとも武道館を設置してもらいたい。

これは、2番目にも入りますけれども、体育館建設に入りますけれども、そういった中で、やはり私ども指導員は武道というもの、武道の心得、心技体、心ですね。挨拶できる子、集中力、我慢をする。そういったことも、武道の中で教えております。また、技ですね、技はそれこそ今言ったように、学校で教える必修科目ではなく、それ以上の練習をして、地方大会、県大会、全国大会、しいてはオリンピックに出る子も出るかもわかりません。そういったように、精神とともに技術、また体は健康ですね。そういったものを教えているつもりでございます。

ですから、これはぜひとも、体育館と武道館は違いますので、ぜひとも体育館をつくっていただく。これに對して。

[「次の質問だけれども」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 先ほど、町長からも答弁がありましたように、跡地活用の検討委員会を現在府内で立ち上げて検討しているところです。

教育委員会のほうとしましても、先ほど教育長の答弁にありましたように、ぜひ今後も続けていきたい、そのように考えておりますので、教育委員会としても町のほうに申し添えながら、よりよい方向を今後考えていくたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） ですから、昨日も柔道の会長とお話しいたしましたけれども、無理は言いません。ただ、安全面を考えてほしいと、当面の間。壊して、統合する間。

そういったことで、とにかく再度申しますけれども、武道館と体育館は違うんだよと、そのことを認識した中で、武道館は絶対に必要ですと断言して、短いですけれども、私の質問を終わります。それでいいでしょう。

何か質問があったら。

はい、どうぞ。町長。町長って、俺が言っちゃいけないんだ。

○議長（松崎 熱君） いいよ。

[「はい、それじゃ、ちょっと質問があるそうです、ちょっと」「議長」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 大分、松崎議員も熱が入ったようでありまして、今お話があったように、確かに体育館にマットを敷く場合と、また武道館の畳を使っての柔道、これは大変違いがあるのではないかというようなことは理解しております。

おりますけれども、実際、マットを使って中学校の柔道授業を行っていくんだと、当分ですね、当分じゃなくて、そういう形でやっていくんだということですので、武道教室についても、当面はとりあえずそのマットを使ってやってみて、それでも安全性に問題があって、支障が出るということであれば、その時点で考えてていきたいというふうに思っております。

先ほど、教育課長のほうから話があったように、既存の施設を使っての柔道場の整備、あるいは新たな武道館の設置というのも、しかるべき時期にちょっと考えていいけるかというふうに思っておりますので、とりあえずマットでやってみていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 町長の答弁をいただきまして、とにかく私ども安全・安心、そういったことで、けがをしないようにということで、生徒たちを練習しております。

そして、ぜひとも武道館、武道館というものは、私ども、精神的なものもあります。ですから、武道館はどこへ行っても神棚が釣ってあります。まずはあそこで、今日練習が無事に終わるように、また終わった後はどうもありがとうございました、無事に終わりましたと、そういった精神的なものもございます。これは、宗教的なものではございません。

そういったことで、ぜひとも武道館を建設して、そういったことで、今、町長も言われましたけれども、今マットでは本当に危険です。これは1回見に来てください。子供たちも不安で練習もできないと言っております。

そういったことを考えていただいて、武道館は絶対に必要だということを述べさせていただいて、私の質問を終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、14番、松崎剛忠君の一般質問は終わりました。

---

### ◇ 林 義博君

○議長（松崎 勲君） 次に、1番、林 義博君。

〔1番 林 義博君質問席〕

○1番（林 義博君） 1番、林 義博です。

議長のお許しをいただきましたので、営農の担い手育成について、ご質問をさせていただきます。

現在、町内には、3つの法人格の営農組合と、任意営農組合あるいは機械利用組合等が5つ、計8つの営農組合がございますが、どこの組合を見ましても、構成員の年齢は60歳代から70歳代前半が大半を占めております。将来の担い手となるべく、若い後継者の在籍しているところはほとんどないと言えます。

また、個人経営の就農者につきましても、同様のことが言えると思います。企業の後継者につきましては、30歳から45歳でバトンタッチすることが望ましいと、一般的にされております。

営農を引き継ぐにも、1年、2年の経験で全てを満足することはできません。5年、10年をかけてやっと理想のバトンタッチができるようになります。農家の長男でさえ、親の手伝いはしても跡継ぎはしたくない、させたくないと言われる方がほとんどだと思います。

低迷する米価、自分たちのつくった製品の価格も自分たちで決められない、そんな農業経営から脱出するためにも、若い後継者による新しい考え方を取り入れ、現在の経営の利点、欠点を理解した上で、改善に取り組んでほしいと思います。改善に立ち上るのは、いつも申しますけれども、若者か、よそ者か、ばか者だと言われております。それでは、町内における10年後、20年後の営農組合はどうなってしまうのでしょうか。このまままずずると年を重ねて、過疎化とともに自然消滅を余儀なくされてしまうのでしょうか。従事している人々は、常に危機感を持って作業に当たっております。立ち上るのは今でしょう。

そこで、ここに提案をさせていただきたいと思いますが、提案の趣旨は、まず新規就農者を募るに当たりまして、年間所得の最低補償制度を確立すること。町内外から若い新規就農者について、安定した所得補償することにより、安心して営農作業に従事してもらうことを最終目的といたします。

新規就農者は、正社員として営農組合が採用します。そして、国、県、JA等のある制度を最大限に活用し、まず担い手支援基金を設立します。例えば、年間所得補償を400万円と仮定いたしますと、月給にして約33万円になります。自分が働いた月給を25万円と仮定いたしますと、8万円の差が生じます。この8万円を毎月担い手支援基金から補填することにより、安心して就農することができるものと考えます。

なお、この支援基金は、返済を必要としないことを前提といたします。この担い手支援基金から、補填をいつまで続けるのかを問われますと、子育てが終わるまでと答えることになろうかと思います。

10年後、20年後を思うと、まさに今、この担い手支援基金を設立しておかないと、手遅れになること必至だと思います。

新規就農者からのアンケートからも、安定した収入が定住要件の1つに挙げられております。一方で、従前から営農作業に従事されている方から見れば、新規就農者のみ優遇されることに不満も多いと思いますが、ご理解をいただき、乗り越えなければならない試練として受けとめていただきざるを得ません。金の切れ目が縁の切れ目にならないような方策も必要と考えます。

サラリーマンが、一般的な就農研修を受けて就農できても、資金的に余裕がないと、二、三年で挫折してしまうケースが多々見受けられると聞いております。また、成功する方は3年くらいで軌道に乗ることができると言われております。特に、子育て中の就農者にとっては、経済的負担が大きな課題となってまいります。

活用できる支援制度をフルに使って、経済的負担をなくすための優遇策を構築する必要があると思いますが、そこで、町として、担い手支援基金の設立に、前向きに取り組むお考えがあるか否かを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 林議員の新規就農者への新基金の設立というようなお話ですが、今、農業についてのお

話があつたわけですけれども、本町でも高齢化が進み、後継者の不足等による農業従事者の減少という構造的な課題が生じております。町の農業経営者の状況は、現在法人組織が3団体、任意の営農組合及び機械利用団体組合が5団体、その他は個人経営の農業者が稻作経営を行つておりますが、年々個人経営農業者は減少傾向にあるということです。

このようなことから、町では営農組織化を目標とする地域農業の確立を目指し、それが相当部門になつていくような農業構造の確立が必要と考え、農業推進基金を設置し、施設整備に要する経費を対象に、法人組織や大規模農業者に支援をしているところです。

ご質問の、営農組合の将来を担う新規就農者を支援する基金を設置するということについては、本来就農者個々の所得補償については、各営農組織の経営努力によって賄われるべきものではないかというふうに思っています。

そういうことから、今のところ、そういう目的の基金の設置は考えておりませんが、各営農組合には地元の組合員など、農業に意欲的な担い手を確保して、経営維持を図つていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 1番、林 義博君。

○1番（林 義博君） 地元の組合の中からというお答えでございますが、この件に関しましては、組合としても最大の努力を惜しまないところでございますが、町といたしましても、今後側面からの援助も含めて、よろしくお願いをしたいと思います。

特に、町の努力によりまして、営農組合の組織がかなり進められておりまして、地元におきましても積極的に取り組んでいっております。

そこで、もう少し枠を広げて考えてみたいと思いますが、営農の担い手としまして、若い就農者の人員を確保することができないというときに、いわゆる定年帰農者を担い手として取り組むことはできないでしょうか。これも、組合でも考えているところでございますが、町といたしましても、定年延長が進められておりますけれども、まだ全企業に対応してもらっているわけではありません。そこで、定年帰農者の年金を当て込んで、全額支給できるまでの数年間について、生活費の不足分を補填する手段を何とか考えていただけないかと。

これも組合で考えろということであれば、いたし方のないことでございますが、財政の厳しい中で、あれもこれもというわけにはいかないとは思いますが、金のない者、知恵を出せのとおり、知恵を出し合って、長南町を大きな平野丸で、この難局を乗り切っていきたいと思っております。

年金を満額受給できる年齢になれば、就農賃金と合わせて、何とか生活費を賄えるのではないか。町として、指をくわえて自然消滅を待つか、存続のためにあらゆる努力を惜しまず実践するか、今まさに、それが問われておるところだと思います。

そこで、平野丸を積極的に漕ぎ出す体制について、定年帰農者の就農に当たり、経済援助いかんについて、町長にもう一度お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 定年帰農者を担い手して取り込むことについてのご質問ですけれども、確かに若者の就農が困難ということであれば、当然定年退職の方たちを取り込むということは、農業経営をしていく上では必要なことだというふうに思っております。

先ほどもお話をしましたけれども、なかなか所得補償というところまでは、町としては支援できないところありますけれども、定年退職者を帰農させると、そういったような取り組みについては、行政としてもできるだけの支援はしていきたいなというふうに思っております。

例えば、広報、ネット、いろんなことを通じて、広く皆さん方に呼びかけていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 1番、林 義博君。

○1番（林 義博君） 営農組合といたしましても、当面は定年帰農者を優遇するしかないと思っておりますので、今後ともご協力お願いしたいと思います。

余談ですけれども、かの本田宗一郎氏の言葉として語り継がれています、これは浜松弁で、やらいでか、とか、やらまいかという名言があるんですが、やってみせんで何を言っておるかということだそうですが、何事にも失敗を恐れずにやってみろということです。彼は、失敗が人間を成長させると私は考える。失敗のない人間なんて、本当に気の毒に思うと言っています。本田宗一郎の言う、チャレンジして失敗するを恐れるよりも、何もしないことを恐れろ、という言葉を背中にしょって、積極的に取り組んでいただけることを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、1番、林 義博君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 仁茂田 健一君

○議長（松崎 勲君） 次に、8番、仁茂田健一君。

[8番 仁茂田健一君質問席]

○8番（仁茂田健一君） 8番、仁茂田です。

議長のお許しを得て、質問させていただきます。

まずは、町60周年おめでとうございます。この先人が築き上げてきた60周年という、60年築き上げてきた実績だと思います。改めてお礼申し上げたいと思います。

そこで、今ですけれども、現状では全国的に人口減少という状態に入ってきたところですが、そこで私が質問させていただくことになりますが、件名として、国が挙げているまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、要旨としては、現在国は人口減少対策として5ヵ年計画を立ち上げまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方自治体に合った、地方版総合戦略の作成作業が本格化しました。

町でも、合併60周年たち、人口も当時から今まで約半分になろうという現状ですが、町での対応はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、人口減少の問題の質問がございましたけれども、確かに町は人口減少に陥っているわけですけれども、人口減少は全国的な傾向でありますけれども、長南町については特にそのスピードが速すぎるということで、スピードが速いゆえに、いろんな課題が生じてきている。学校の問題もそうですし、農業の問題もそうですし、いろんな面で影響が出てきているということで、これを何とか食いとめていきたいと。食いとめるというよりも、まずはそのスピードにブレーキをかけると、そういったような作業が必要ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、今回の1つの形として、国においてはまち・ひと・しごと創生総合戦略というものを打ち出しております。この創生法が制定されまして、人口の現状と将来の展望を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、及び平成27年度から平成31年度にわたる今後5カ年の政府の施策の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略が、昨年12月27日に閣議決定されたということでございます。

内容といしましては、地方の雇用創出、東京圏からの転出入均衡、若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現、安心な暮らしを守る地域形成の4つの基本目標とした、P D C Aサイクルを伴う施策となっています。

これを受けまして、それぞれの地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョン、及び地域の実情に応じた今後5カ年の施策の方向を提示する、いわゆる地方版総合戦略の策定に努めることとされています。

本町といしましても、こういった国の総合戦略に基づく取り組みを行っていくためにも、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略というものを、平成27年度中に作成していきたいというふうに思っております。

この内容につきましては、国が掲げております、ただいま申し上げました4つの基本目標を踏まえた施策を着実に進めていくものとしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） それをいろいろと、案を考えるに当たりまして、27年度中に作成するに当たり、作成要綱というのかな、そういうものは現状、町の職員とか町の有識者とか、今ある町づくり委員会だとか、そういう人たちから意見とか交換して、町長決断で、そういう事業案というかな、そういうことを打ち出していくのか。それをお聞きしたい。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） ただいま仁茂田議員おっしゃられたように、策定するに当たりましては、有識者会議等を設置して、さまざまな意見を取り入れながらつくっていくようにということで、国のはうから示されておりますので、そういった形で作成のほうはしていきたいと。

ただ、調査でありますとかデータの分析とか、そういうものもありますので、そういうものについては委託という形で、民間のほうにしていきたいというふうに考えております。

最終的な形としては、町がつくるようにするというふうなことでございますので、内容としては、今、仁茂田議員がおっしゃったような形で進めるということでございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） あと、それですね、まずそれと、補正予算のほうからで見ると、予算になっちゃうからどうのこうのじゃないんですけれども、金額のところじゃなくて、地方創生事業費として、先ほど言われました、多分、地方版総合戦略策定支援委託料ということで、そこに対して基本的な案は練っていただくと、そういうことだと思いますけれども、あともう一つとしては、プレミア付き商品券ですよね。

それは、そういうことに対しては、やっぱり各商品券とか何かは、やっぱりそういう人たちと、各委員会とかのあれで決めたものか。それとも、各近隣町村もほとんどプレミア商品券ということでありますので、そういうあれも、県とか国とかがそういうものに使えと、そういう指定をされたものか、町のそういう委員会とかでつくり上げたものか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） プレミア商品券につきましては、国の財源と、県のほうからも交付金がまいります。その国と県の財源を使って、プレミア商品券ということで、事業としては、商工会のほうに委託をしているというような形で進めていくということになると思います。

近隣の市町村も、商工会議所等に委託して、そのプレミアの商品券の発行をしていただくというような形で、同じような形で進めていくということでございます。

内容について、幾らにするとかということは、国のほうでも、プレミアの額が40%を超えるとどうかということで指摘が来るようでございますので、40%を超えない範囲でプレミア、例えば1万円の商品券だったら、1万4,000円使えるというような内容の商品券の発行をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松崎 熱君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 私が聞きたいのは、せっかくプレミア商品券に対してが約2,000万という高額な金額がおりていますので、それがただ、そういう指定されてきたものか、指定されなければもっと、町としてもこの2,000万円というのを、もっと人口増加の、そっちの方面に役立つような意見とか何かが出なかったかと。

ただ、一方的に商工会に投げたと、そういうあれだと、何か2,000万という高額がもったいないような気がするんですけども、その点はいかがだったか。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） プレミアつき商品券以外に、何かなかったかというようなお尋ねでよろしいでしょうか。

国のほうでも、プレミア商品券以外に、例えば低所得者に対する助成でありますとか、そういったものもやっていいということでございましたけれども、本件につきましては、県の交付金がプレミア商品券だけしか使えないということでもございますので、そちらのほうで一括で、一本でやっていくというような形となりました。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 県のほうの交付金が商品券と。けれども、国は別に商品券とは限らないということありますので、ただ、だから、そうすると県のほうの交付金のほうが多かったから、国ほうの交付金が少なかったから商品券にしたんだと、そういう形にとれますけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 先ほども申し上げましたけれども、県のほうが額としては少ないです、国よりも。国よりも少ないですけれども、国は商品券以外にも使えますということではあるんですけれども、県は商品券だけですよというようなことで交付されておりますので、それに合わせた形でなるべく多くの方に買っていただくことで、地域消費喚起型ということで交付されておりますので、地域の皆さんに、その地域でいろいろな物を買っていただくというようなことがよいのではないかということで、プレミア付き商品券とさせていただいたということでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） わかりました。

私はただ、それだけのことですので、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、8番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時10分を予定しております。

（午前10時52分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

#### ◇ 加藤喜男君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、7番、加藤喜男君。

[7番 加藤喜男君質問席]

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今回が、任期最後の一般質問でございますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

町長も、公約の実現に向けて来年度の予算を編成したものと思いますが、本町の最大の問題は、過疎地域の指定を受けているとおり、人口の減少でございます。

人口問題については、日本中がそうなのだからと言えるわけですけれども、今でもとれる積極的な対応を期待するところでございます。また、議会としても、協力していかなければならないと思うところでございます。

今回は、いつもと視点を若干変えまして、学校教育関係で2つの質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

立派な日本人を育てることは、教育の基本でございます。ご承知のとおり、国では教育委員会改革法案が衆参を通過し、4月1日から施行の運びとなります。この改正により、本町も関係する条例の制定がありますが、今回の改正は教育委員長と教育長を統合して、新たな新教育長を教育委員会のトップとすることや、首長と教育委員会が協議する総合教育会議を新設して、首長の意向を教育行政に反映させるようござります。

また、首長のほうは、議会の同意を得た上で、新教育長を任命、罷免できるようです。総合教育会議や教育委員会の会議においては、議事録の公表にも努めなければならないとされ、開かれた教育委員会になるものと期待を寄せるものでございます。

いずれにしましても、教育行政に対する首長の意向が、教育行政に反映させやすくなり、町長も責任を持って教育行政に参加していただき、立派な日本人を育てるよう期待をするものでございます。

それでは、初めに、本町の西小学校で行われているコンピューターによる教育研究について、お伺いをします。

本町の小学校で唯一、ホームページが西小学校で開設されておるわけですけれども、このホームページを見ますと、ICTによる授業の研究という項目が掲載されておりました。

ホームページによりますと、ICTとはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、日本語で訳しますと、情報通信技術と呼ばれており、情報や通信に関連する技術の一般の総称のようです。

総務省では、地域に根差した雇用創出を推進するため、教育等においてもICTの活用により、地域雇用の創出、地域人材の有効活用を図る、地域雇用創造ICT紹介プロジェクトなるものを立ち上げ、町教育委員会では、このプロジェクトに、五、六年前より西小学校を参加させたと聞いております。当初の考えは、雇用の創出であり、文科省との関係についてはよくわかりませんけれども、地域の技術を有する人に教育に参加をしていただくものと思います。

西小学校のホームページによれば、児童全員にノート大の携帯画面、俗にタブレット端末というようですが、これを持たせて、この端末と教師間を無線でつなぎ、授業の研究を行ったということでございます。

研究では、教師や児童のICT操作技術や、教育の中で効果的なICT活用による学力の向上ほかを研究課題とし、学力の向上を図るとしています。

そこで、初めに、この国の事業に参加した経緯、現状等についてお聞かせください。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、加藤議員ご質問の、西小学校での国のICT事業に参加した経緯、または現状について、お答えをしたいと思います。

まず参加した経緯でありますけれども、西小学校ではコンピューターやICT機器を教具として使うことで、児童の意欲喚起を図る研究を進めていたわけであります。研究を進める中で、電子教科書や電子黒板、これが導入できる総務省のICT紹介プロジェクト、この存在を知ったわけであります。そこで、教育委員会と学校とで協議をする中で、この情報化事業に参入することといたしました。

実際には、総務省と文部科学省の関係もあるわけでありますが、ICTの導入手法、これなどは情報通信技

術面、これは一応総務省で行っております。そして、教育用コンテンツの開発や教員の研修支援、これらソフト面、これを文部科学省が担っている、双方でお互いに連携して進めている、そういう事業であります。それに参加したということでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

国のほうからの関係で、資材もお金も指導員もいただけたということで、参加してみたということで、非常によろしい取り組みではないかなと思うところでございます。

この結果、いろいろ、何年にもわたっていろんな教科でやったのかもしれませんけれども、やってみて、研究の成果でございますけれども、よかつた、悪かつた、いろいろ問題があるとか、その辺ちょっと、成果がどうであったかというのが、もしお聞かせいただければよろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 研究成果ということでございますが、子供たちは授業も重ねてきたわけであります。タブレットパソコンという操作技術、これはもう格段に上達しております。調べ学習、あるいはそれでは情報を的確に検索するなど、情報活用の向上を図ることができたということは、もう目に見えて効果が出ているということでございます。

また、ＩＣＴにふなれな教員、当初は教員、ふなれだったわけでありますけれども、支援員が常駐したこと、電子黒板、あるいはデジタル教科書などの活用方法についても、理解や技能の習得を図ることができたということで、非常に子供たちの学習には、効果が出ているというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 非常によかつたという話でありますけれども、どういう評価をしてよかつたのか、やつてない学校と比べてよかつたとか、どこかほかの学校と比べてよかつたのか、その辺何か、もしお答えいただけるのであれば、ちょっとお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

学校教育室長、浅生博之君。

○学校教育室長（浅生博之君） 研究成果の続きでございますけれども、全般的に肯定的な意見や感想が多く、好評でございました。

当初は、操作技術など不安がありましたが、ＩＣＴ支援員が駐在していたことで、質問やアドバイス等を受けやすく、操作技術の向上に効果が見られたところでございます。これによって、子供たちの興味、関心も高まったところで、さらに簡単に拡大表示することとか、注目させやすいので、子供たちも画面に集中できるようなこともありました。

それから、ドリル学習も自分の机上でできるということがございますので、やりやすい。自分専用のパソコンなどで、周りを気にせず取り組めると、そういったことがございました。

以上です。

○議長（松崎 勲君） よその学校とどうあつたかという質問。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 他校との比較ですけれども、西小学校につきましては、1人1台タブレットパソコンが導入されていますので、好きな時間に好きなところで情報検索等ができる、非常に効果がありました。しかし、他の学校につきましては、パソコン室しかその環境がありません。したがいまして、使いたいときにその教室が使われている場合は使えない、そういう時間的な制約等があります。

したがいまして、一番大きなのは、いつでもどこでも誰でも情報が検索できる、それと他校ではそれがちょっと不可能な状態、そのような結果が出ているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 同じ教育課程にのつとて、使うケースと使わないケースというのが多分あるんでしょうけれども、要は最後に試験をやらない学校、やらない人たちと比べたら、歴然と差が出てきたと。タブレット端末を使うことによって、非常にこれは効果があったというような比較をしたのかどうかというのと、ちょっともう一点、教科的には何の教科を研究したのか。2点、ちょっとお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 学校のほう、指導内容については文科省で定められた規定がありますので、その分を各校で実施しているということで、大きな学力に対する差はございません。ただ、子供たち一人一人の学習に対する意欲とか、あるいは調べる内容が濃くなる、そのような成果はございました。

あと、教科につきましては、当初英語活動とか、そういうものの中心にやっておりましたが、今では全ての活動にそれを活用するという形に変わってきているところです。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 当初、英語で、今は全てやっているということは、現在進行形でもよろしいんですね。

それから、学力の差がないというのは、これは、じや何のためにやっているのかなということも思うわけですが、それとも、持ち帰ってうちでできるかどうかは、賛成するかどうか知りませんけれども、本来は学力の差が大幅に出てくれないと、余りメリットがないなというような、ちょっと気が今したところでございます。

どうか、やっぱりやった結果がやらない人と比べてどうなんだと、今後またやるにしても、莫大な金をかけていってこの教育をしていくと、学力の向上が大幅に図れるんだというようなことになれば、町長も幾ら金を出してもやるんだということに、将来なるかもしれませんけれどもね。ちょっと、そんな感じが今、いたしました。

先ほどの話にまた返しますけれども、要は指導者、教員のスキルといいますか、最初はと、最初はみんな多分そうなんですけれども、今回も西小学校でやつたということは、西小学校もホームページ、小学校で唯一持っている学校ですから、それに携わっている教師がいたから西小学校でやつたんだと思いますけれども、やつ

てみて、先生もいろいろな、教師の方も年代がございます。新卒から定年、もうすぐ定年だというような教員もいるわけでしょうけれども、職員のそれに対する技術の勉強、習得、この辺はやってみてよほど教育が要るのか、でなくとも、もうちょっと教えればできるのかというようなこと、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 当初は、人材派遣会社から外部人材を雇用していたわけであります。2年目以降は、町の支援員等がいますので、その方たちをICT支援員として活用を進めました。

現在は、ICTに係る支援員はいません。しかし、教師のスキルは確実に向上しておりますので、そういう方たちがいなくても、自分たちで授業実践あるいはいろんな活動に、有効に活用していくという状態になっております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

教員のほうも、ちょっとやればタブレット端末を上手に使って、小学校ですから児童ですけれども、との交信とか何とか多分するんですよね、その画面でデモの生徒の画面が一気に見られるとか、また簡単に相互通信が多分できて、あれですけれども、教員が問題がないということで安心をしました。またどこかに拡充しても、ちょっとの初期教育は多分必要なんでしょう。問題ないということで。

追加で、これは各家庭に持ち帰ってできるようにしたのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

学校教育室長、浅生博之君。

○学校教育室長（浅生博之君） 家庭に持ち帰ってできるようになっております。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） そうですね、やっぱり家庭に持ち帰って、たまには破損したり故障したり、いろいろ多く分出てくるんでしょうねけれども、これはもうしようがないですね。家庭でもって予習復習ができると。

ここまでやって余り学力が変わらないのは、ちょっと不満なんですけれども、もしこれが本当に学力向上につながるんだということであれば、先ほども町長に言いましたけれども、研究を脱出して、本町はICTによる児童・生徒の教育をどんどん進めていくというようなことを進めていく、本町の教育の水準を高めるということができるかもしれません。

そうすれば、たまに聞きますけれども、生徒が減っちゃってどうのこうので、茂原市に移っちゃうとかいうような流出する児童・生徒も、長南町の教育がいいから行かないようにしようというようなことも考える人が出るのかもしれませんし、また外からその情報を聞きつけて、転入しようという人がいるかどうかわかりませんけれども、そういうことあっても不思議はないと思います。

教育には、優秀な教師が必要なわけですから、町長もこれから教育行政に首を多く突っ込んでいくというようなことになろうかと思いますので、優秀な教師の獲得に全力を注いで、教育長と一緒に注いでいってくれれ

ばいいかなと、そういうことでございます。

今後ともよく研究を、研究の過程を脱するかどうか、本式にいっても、研究成果がよければお金をかけても、人数も減っちゃっていますから、1人1個タブレットを持たせてもいいんじゃないかな、小・中学校ですね。それには、指導者がちゃんとしていなくちゃいけないということで、ひとつこの辺の、最善の方法を見つけて進めてくれるようにお願いをいたしまして、1つ目の質問を終わります。

次の質間に移ります。

平成23年の第3回定例会で、石井議員が中学校の歴史教科書の採択に関する質問をいたしました。

教科書の採択については、各教育委員会に課せられた重要な任務なわけであると思います。法律に基づいて4年に1度見直しを行い、この近傍では県教育委員会の指導により、長生郡市7市町村を1つの共同採択区域として、協議会方式により教科書採択事務を行っているということでございました。

また、現在使用中の歴史教科書は、7種類ある文部科学省検定教科書のうち、東京書籍社の教科書を使用しているということで、平成28年度、再来年にはまた教科書が変わるので、来年といいますか、27年4月以降にまた教科書の郡内の採択の仕事があるということで、また大変ご苦労があると思いますが、特に歴史の教科書については、十分な検討をしていただき、教科書の採択をしてくれるようにお願いをしたいところでございます。

石井議員も、歴史教科書のいろいろな項目、例えば、自衛隊だとか日米安保だとか領土だとか国歌だとか国旗だとかの、歴史の項目を掲げておったわけでございますけれども、全国的に小学校から外国語、基本的には英語でしょうけれども、外国語を学ばせ、世界に通用するようなグローバルな人間を育てようということだと考えております。

グローバルな、外国人と仕事をしていく人が何人できるかわかりませんけれども、そういう人も出てくるんでしょうから、そういう人材を育成していこうとすることにおきましても、自国の歴史の知識、言ってみれば日本国の生き立ちから近現代史の知識を相当、義務教育の間であっても教育しておきませんと、外国人に太刀打ちできないというようなことを、東京大学のある外国の、日本語の上手な教授が話をしております。

そこで、本町の中学校の義務教育における歴史教育の現状について、お聞きするわけですけれども、その前に、教科書の採択について再度お聞きします。

本町では、3年前に東京書籍社を採択し、郡内では東京書籍社だと思いますが、本町はその前とか、そのまた4年前はどこの教科書を採用していたのか。また、県内にいろいろ区域があるでしょうけれども、その区域が、現状でいいですけれども、どこの教科書を採択しているのかなというのがわかれれば、またお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、中学校の歴史教科書の採択状況ということではありますので、お答えしたいと思いますが、その前にちょっと申したいことがあります、中学校の歴史教育につきましては、歴史的な出来事に対する関心を高める。それから、日本の歴史の中で、先ほど議員もおっしゃられていきましたけれども、日本の歴史の流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させる。こういうことを通じて、日

本の伝統と文化の特色を、広い視野に立って考えさせる。そして、国民としての自覚を育てるというのが、大きな目標であります。

この教科書採択に当たりましては、石井議員のときにもお答えをしたことなんですが、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見を聞きながら、市郡、11の採択地域があるんですけれども、千葉県内で分けまして、その地域で採択をするということになっております。

採択教科書のいろんな状況につきましては、長生地区におきましては、平成26年度は東京書籍の「新しい社会歴史」、これを採択しております。前回4年前と、その前々回も同様に東京書籍であります。県内のほかの地域は、どういう教科書を採択しているかといいますと、平成26年度についてでありますけれども、教育出版、東京書籍、帝国書院、このような会社の教科書を採択しているという状況でございます。

以上であります。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

ちょっとほかでも調べてみると、日本中、半分ぐらいは東京書籍ということですね。あとは、今おっしゃった帝国とか教育出版ですか、ぐらいなのかなと、ほとんど東京書籍が半分以上、ちょうど5割程度を日本で使っている教科書になっているということであります。

皆さん、これを使っておるのであら、よろしいかとは思いますけれども、教科書の採択は基本的には教育委員会の専権事項、何て言いますかね、事項で、最後は教育委員会がこの本に決めたということであろうかと思います。

いろいろ教育委員の方々にも、よくこの辺、歴史教科書については少し、いろんな本を持ってきてもらって見ていただいて、やっているかどうかわかりませんけれども、7種類あるわけですから、次の採択においては、変わることはそうないとは思うんですけども、少しその辺もご考慮いただいて、採択を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、中学校の歴史教育の状況ですけれども、現在東京書籍社のを使っておると、約260ページぐらいあるんですけども、いろいろ指導計画によりまして、単位数、時間等決まっておるようありますけれども、いろいろ考えますと、教科書も見てみると非常に内容が濃くて、中学生がこれをあれかなというような気は、僕もしております。

問題は、いろいろ学校も諸行事があるだろうと、運動会だ何だということで。課長に聞いた範囲では、これは教育の問題だから、そうおろそかに削ることはできないということで聞いておりますけれども、その点、諸行事の関係もありますでしょうから、歴史教科に限らず、十分に時間が足りているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 授業時数の確保という問題でありますけれども、これは指導に必要な授業数につきましては、文部科学省より必要最低時数というのが出されております。それに基づきまして、各学校では毎年度、授業可能な時数を洗い出します。今、議員おっしゃったように、いろんな行事もありますし、対外的につき合

わなきやいけないものもありますので、どうしても必要な時数を、そちらに係るものがそちらにかけるわけでありますので、そういう中で、授業時数を洗い出して、指導要領に基づいて、教育課程を編成しております。

ですから、ぴったりの時数だとなかなか、臨時にかける場合もありますので、多少多目に授業時数を確保しながら進めているという状況で、必要時数は確保できているということです。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） これが確保できていないと、大変なことになってしまふということでしょうから、十分確保できているということですね。

歴史も、本全部を微に入り細にわたりいくというのは、なかなかあれで、先ほども言つてはいるところ、できれば近現代史に注力をしていただいて、あとはまた時間が余っている場合ですけれども、あとは日本の生い立ち等も少し子供たちに教えておいていただけると、立派な日本人ができるんじゃないかなと思っておるところでございます。

歴史教育に限りませんけれども、各学校、小学校もそうでしょうけれども、学校教育においては教科書以外のテキスト、副読本といつたり、先生方が自分で印刷して、プラスアルファの教材をつくるということもありますけれども、現在本町では、歴史、ほかも考えていいですけれども、副読本はお使いかどうか、お聞きします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 副読本についてであります、副読本というのは基本的には、使う場合には、教育委員会に報告させることになっておりまして、内容については教育委員会も確認をしながら進めているというところであります。

新学社の「学習の達成 歴史」1、2・3、それと「歴史資料集」、これを活用して、現在進めているところであります。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） これは、市販本ですか、2つは。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

学校教育室長、浅生博之君。

○学校教育室長（浅生博之君） そのとおりです。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ということは、先生が独自と言つたら語弊がありますけれども、自分の教えたいところを持ってきて、ちょっと教えたりとかいうことは、プリントがないですからないと思いますけれども、これについて、副読本は、校長は当然のこと、教育委員会、教育長も承知しているということでよろしいですね。

ひとつ、副読本についてはまたいろいろなものがあるでしょうから、順次いいものを探し出して、教育の一助としていただきたいと思います。

次に、ちょっと細かい話で恐縮ですけれども、現状において日本は、いろいろ近隣諸国といろいろな問題が

あります。政治経済、軍事、防衛、いろいろな問題が近隣諸国とあるわけでありますけれども、古い歴史も大事なんですが、今、世界が、日本がどうなっているんだというような教育は、これはまた大事だと思っておるところなんですが、こういう昨日今日起きている、日本を取り巻く情勢について、歴史に限らず学校では教育しているのか、どのように教育しているのか、お聞かせいただければ。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 昨今の出来事、過去の歴史だけではなくて、現在の状況を知るということも、非常に子供たちにとっては大事なことでありますので、学校でも一応、一応というか、行っております。特に、国内外の情勢については、どこでどういう事態が起きているのかとかということで、なかなか難しいのは、国の考えが決まらないのに勝手に教えるわけにはいきませんので、国定教科書というか、検定教科書を使ってやっております。

今、加藤議員おっしゃったように、かつては自分で資料を、どこかの新聞をコピーして使って、教師が子供たちに教えている状況があって、それはもう、全くだめだと。もちろんそのとおりです。個人の考えで、その事象について述べるということは、子供に教育するというのは一応禁止されておりますので、そういうことでありますので。

この情勢につきましては、今どういうことが起きている、それはどんなことで起きているのかということにつきましては、高校の受験時の面接、あるいは作文等にも必出の内容になっておりますので、主に学級担任、学級指導とか学級活動とかそういう中で、ホームルーム等の時間を活用して、教育の一環として現在実施しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。

ホームルーム等の時間を活用して、どこからその資料を持ってくるかというところが、多分大事な、教育長がおっしゃった話だと思うんですけども、その辺、今起きていることの事実といいますか、あれもほどほどに教えていただいて、いろいろ、作文とか入試に關係してくるとすれば、重要なことでありますので、よろしくお願いしたいですけれども、先ほど新聞のコピー云々という話も、独自で教師がやっていれば、それは問題かもしれませんけれども、内容をよく吟味して、教師も校長、教育委員会に出て、時間がかかるからやうで、タイムリーな教育ができなくなっちゃうかもしれませんけれども、その辺も少しそう見ていただいて、教育をしていただければと思います。

関連しますけれども、いろいろ検索して、新聞とか古い本とか新しい本とか、子供たちもいろいろ勉強していくわけで、その取つかかりを学校がつくってやれば、それは成功であって、そこで覚えなくても、また後で覚えられるということでいいと思いますけれども、いろいろ検索をする中で、インターネットは有効でありますし、もう相当前から多額の金をかけて中学校、小学校にはインターネットを配置しておるわけでありますので、使用する環境といいますか、教室にあるとか廊下にあるとか、パソコン室に行って自由に見られるとか、その辺がどういうふうになっているか、中学校で結構ですけれども、教えていただきたい。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） インターネットの活用環境ということであると思いますけれども、学校でのインターネット活用につきましては、パソコン室、先ほど言いましたようにパソコン室や教室わきの多目的スペース、これは中学校などは、西小以外はそうなっておりますが、そのスペースに設置したパソコンを使用して、学習に関係する情報を収集しているということになります。

また、家庭におけるパソコンの普及率ですけれども、全体の83%、非常に高いパーセントで普及が進んでおります。中学生では、さらに携帯を使用してインターネットを活用する、そういう生徒もふえております。1年生で約半数の5割、2年生で7割、3年生で8割の生徒が、活用できる環境を持っているという状況であります。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。ありがとうございました。

インターネットはそういうふうに、自由といったらあれですけれども、好きなときに見られると。学校ですから、どこかに制御はかけてあるとは思いますけれども、児童・生徒がそこでちょっとわからないことをすぐ調べられるということは、非常に大事なことだと思うんです。ひとつ、またよろしく、その辺を指導していただきたいと思います。

インターネットの普及率が、今83%と、8割ぐらいが家庭にインターネットがあると、家庭ですと余りプロテクトをかけていない方もいられるので、それはいいんですけども、ほとんどのわからないことはもうすぐに入れれば、それなりの、合っている、合っていないはわかりませんけれども、情報は出てくるということで、その辺もうまく指導していっていただきたいと思います。

終わりになりますけれども、私も地元の宮の氏子としまして、諸行事に参加をさせていただいておるわけですけれども、今年の1月に、毎年初顔合わせというのがありますて、初びしやといつておりますけれども、これに呼ばれるということで、日本古来の神事を行うわけでありますけれども、私の座っている後ろにかたかな混じりの額がありました。これをよく注視してみましたら、教育勅語、教育勅語が額に入って、かたかなとなってあったと。僕も相当宮には行っていたんですけども、やっとこの1月に気がついて、おおということで、ご存じの方はご存じですけれども、この教育勅語は明治23年に、明治天皇が、日本人はこうあるべきだというようなことで発布した勅語でありますけれども、昔はいろいろ行事があるごとに、学校であれば校長先生が児童・生徒の前で教育勅語を披露、披露というか、読んだというような時代があったというふうに聞いております。

検定教科書においても、全ての教科書の中には、大なり小なり、この項目が入っておりまして、教育勅語ということで載っています。各社各様に載せてあるわけでありますけれども、反対にこれを載せておかないと多分検定を通らないのだろうと、文部省の検定に通らないのだと私は勝手に思っているんですけども、この教育勅語が何を言っているかといえば、右、左、いろいろ意見があろうと思いますけれども、親孝行をし、きょうだい仲よくして、夫婦は協力して、友達は信じ合い、勉学に励み、公のために働き、法律を守り、国を守り、

伝統を守るというようなことに、日本人はならなくちゃいけないよということを、明治23年から太平洋戦争に負けるまで、言っておったわけであります。

この中身を見ると、これはなかなかいいことを言っておるし、日本人だけの問題ではない、人類の問題と考えということで、反対に言えば当たり前だというようなことにもなろうかと思うんですけども。

東京書籍の教育勅語の欄には、現代語訳で要約して載せておるわけすけれども、こういうことこそ、反対もあるかもしれませんけれども、副読本でもつくって、日本の昔から教えられていることを教育したほうがいいというふうに、私は思いますけれども、教育長と町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 教育勅語の話でありますけれども、私自身が、教育長が、そのものについては、実際には教育を受けておりませんけれども、今、議員のおっしゃっているように、非常に日本の成り立ちの中で大事なことがたくさんあるわけでありますので、そういう面についてはやはりきちんと学んでいく必要があるというふうに思っています。

○議長（松崎 勲君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 私も、お恥ずかしい話なんですが、教育勅語という内容は存じておりません。

おりませんけれども、今、加藤議員のおっしゃったような内容であれば、やはり道徳教育の一環として、そういうものが使われてもいいのではないかというふうに思っておりますが、ちょっとまたしっかり勉強したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 西小のＩＣＴ事業研究について、教育長から再度答弁をお願いします。

○教育長（片岡義之君） 先ほどの課長の答弁で、誤解があるといけませんので、なかなか課長としては言い切れなかつたと思うんですけども、西小学校でＩＣＴの機器活用の研究をして、成果がないということはありません。あるんです。

ただし、この研究というのは、比較するときに、状況をよほど同じにしなければいけない。例えば、子供たちの現状、実態とかそういうのもありますし、その成果が何によって出たかということがはっきり言えない場合もありますけれども、確実に成果があるのは、やっぱり意欲が向上しましたし、それによって学ぶ環境が随分変わってきますので、あるいは先生方の準備も簡単に済んで、子供たちと触れ合う時間、教育で非常に大切な時間なんですけれども、子供と触れ合う時間がふえたりということで、子供たちにとっても先生方にとっても成果はありますけれども、確たるこういう研究の上の成果は確認をしておりませんので、今後この事業はぜひ進めていただきたい、進めていきたいというふうに考えておりますので、そのときには、ある意味で、成果はこういうものがあるということを、はつきりと出したいというふうに思っております。

ですから、そこをちょっと、ここで西小だけが成果があると言っちゃうと、なかなか難しい面もありますので、そういう意味で、どういう成果があるか、それを今度は4小学校に広げていくということになると思います。そう考えておりますので、ちょっとそこを誤解のないように、答弁させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） わかりました。よろしくお願ひをいたします。

いずれにしましても、戦後の教育はいろいろ、GHQの指示とかいろいろあった中で、俗にいう自虐史観の教育であるというようなことを言う人もいます。言う人だけではありませんけれどもね、いろんな意見がありますけれども。

近現代において、日本が、日本人は悪いことをしたのかというような意見は、たくさんあつたりなかつたりするんですけれども、多くの近隣諸国は日本に感謝をしていただいておるというようなふうに、私は考えております。

先日報道で、若い人たちが、日本とアメリカが戦争したことを知らなかつたというようなことを、8割、9割いる、どこから持ってきたのか、これも不安ですけれども、そういうような、義務教育が終わってそうたつていらない人たちの間で、日本とアメリカが戦争したことを知らないというようなことを言う若い人もいると。ちょっとこれは小学校の教育に、どこかに問題があるのかなというような感じも、一部するわけでございます。

先日、別の話になりますけれども、愛知県一宮市の市立中学の男性校長が、この間の建国の日に当たり、神話に基づく日本建国の由来などに触れながら、自国の誇りを持つように訴える記事を学校のブログに、掲示板に掲載したところ、市の教育委員会に匿名の電話が1本入り、中学校に注意をし、記事を削除させたという記事がありました。

ほかの高校の校長の話もありまして、神話と断っている上、学習指導要領にも即しており、何も問題もないのではないかと言っておりましたが、そこは教育委員会の指示で削除したということです。

最初に申し上げましたとおり、グローバルな時代に対応できる人材を育てるということは、現代において、いろいろ古いこと、近現代史の知識がないといけないということであると思います。現在の教育科目全てが大事なのは当然でありますけれども、歴史、特に近隣諸国との近代史の教育は、史実に基づいてじっくり行い、立派な日本人を育てていただくように念願しまして、教育長に最後のお言葉でもあればお聞きして、終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 歴史教育は、本当に大事なことだろうというふうに思いますので、しっかりとそういうことを認識しながら、漏れのないように、戦争を知らなかつたという子がいるのはちょっと不思議なんですけれども、そういうことのないように、教育を進めてまいりたいというふうに思います。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。終わります。

○議長（松崎 熱君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

（午前1時59分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

---

### ◇ 吉野明夫君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、2番、吉野明夫君。

〔2番 吉野明夫君質問席〕

○2番（吉野明夫君） 2番、吉野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、今後の町政運営についてでございますが、まず1点目といたしまして、予算の上で新しい取り組みがあるかということでございます。

町長も、就任1年を経過し、今回の予算は初めて自身が取り組む予算でございます。公約もいろいろ掲げておりましたが、町民の皆様も期待をしています。

そこで伺いますが、今回の予算で公約実現のための予算、あるいは今までにない新しい取り組みのための予算項目があれば、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 吉野議員の、予算の上で新しい取り組みはというようなご質問ですけれども、新年度予算に当たって、新しい事務事業につきましては、前の質問のほうでもお答えしております、重複することになりますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

27年度の当初予算の編成につきましては、町税収入の減少、譲与税、交付金等の一般財源等の伸びが見込めない一方、防災行政無線デジタル化工事、米満住宅跡地造成工事、さらには小中一貫校校舎整備工事をはじめとした起債、基金を充当しての執行する大規模な事業の計上があり、なかなか新たな事業に取り組むことが難しい状況でございます。

このような中、子育て支援、少子化対策として、第3子以降のお子様の出産に際し、30万円の出産祝い金をお贈りするとともに、疾病予防対策では、おたふく風邪の予防接種に対する助成を行うことといたしました。

また、同様に、子育て中のお母さま方の交流の場を提供する子育て交流館につきましても、新たに条例化し、支援の明確を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 新しい取り組みができないということは、つまり財源の問題ということでよろしいでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 新しい取り組みができないというのではなくて、しているんです。

小学校の統合校舎の建設、27、28年でこれは実施していくと。これは、町の最優先課題として掲げております以上は、きちんとした予算措置をして、取り組んでいくというようなことあります。それに加えて、今お

話しした事業を計画したところであります。

私も実際、今回の予算編成に当たりましては、財源の厳しい状況というのが、本当に身に染みてわかつたところであります。ですが、一概に財源がないからやらないということではなくて、限られた予算の中で適正な事業執行に心がけて、できるだけ多くの新しいことに取り組んでいければというような思いで、今回編成させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 今の答弁で、町長が苦労しているのは、まあよくわかりました。

これは、町民の声ですけれども、町は何か頼めば、金がないと言う。金がないのなら、議会をはじめ執行部の報酬を下げればいいのではないかと言う人もいました。これは、極端な意見だと思いますけれども、町民の皆様は、何か新しいことを取り入れ、現状を脱してもらいたい。その気持ちのあらわれだと思います。町の現状が、一朝一夕によくなるとは思っていませんが、何とか町民の不安を取り除くべく、今後も検討していただきたいと思います。

町の現状を考えれば、町と議会のキャッチボールだけではなく、議会と執行部が同じテーブルにつき、1つの案件を議論することも大切だと思っております。そのときは、執行部だけに責任を押しつけるのではなく、議会もそれなりの覚悟が必要だと思います。今後、補正あるいは調査費等で、新しい取り組みを町民に示していただきたい。このように思っております。

このことについては、また後ほど触れますので、次の質問に入ります。

2つ目は、結婚相談の取り組みについてでございます。

結婚相談については、地域によっては、半数の家庭で未婚というところもあるようです。子供が少ないのは、結婚する人が少ないからだと思います。

このことについて、町でお手伝いをする気はないか。あるいは、もっと広報やビラ等を使用して、結婚する気にさせる、あるいは機運を盛り上げる、そのようなことはできないでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 結婚相談の取り組みについてのご質問ですけれども、22年度の国勢調査によりますと、30歳以上の男性約802万人、女性約527万人の、1,329万人が未婚者であると。その率は、14.5%だということになっております。本町におきましては、男性619人、女性241人の、860人が未婚者で、率にすると12.2%となっている状況です。

こういった中で、結婚相談事業につきましては、7年以上の経験を持つ人を含め、8名を結婚相談員協議会の相談員として委嘱しております。活動としては、年4回の結婚相談所開設と、年1回のふれあいパーティーを実施しているところであります。

現在、結婚相談者名簿に登録されている方は、男性が25名、女性が9名というふうになっております。登録者1名の相談につき2名の相談員が担当して、面談、アドバイス等を行っております。

ふれあいパーティーにつきましては、平成25年度に46名参加のうち8組、26年度は43名参加のうち、同じく

8組のカップルが成立となりました。

27年度では、今回補正予算で計上させていただいておりますけれども、地方創生交付金を活用しまして、規模を大きくしての婚活イベントを開催する予定であります。

今後も、いろんな面で結婚相談活動を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） 規模を大きくして行うということで、それはそれとして評価をいたしますし、大いに進めていただきたいというふうに思います。

私も、結婚相談員を一時やったことがありますけれども、カップルが誕生いたしましたが、誕生しただけではなかなか最後までいかないということで、やっぱり相談員の皆さんが常に電話をかけたりなんかして、男性のほうに、女性のほうをもっと誘いなさいとか、こういう話題でこういうふうにやるんだとか、一々アドバイスをしないとなかなか進まないんですね。ですから、うまく軌道に乗るまで1年ぐらいは、相談員の皆さんがあなたのアドバイスをしなければならない。そういう状態でした。

また、ふれあいパーティーに出席の未婚の人々も、参加をするように促したり、あるいは恥ずかしいというようなことで、出ない人も結構おります。そういう人に対しては、1対1のお見合いをすすめるとか、そういう活動が大事だと思っています。

ふれあいパーティーにいたしましたが、今後ふやすうですけれども、年1回ではちょっと少ないのでないかと思いますし、また何回か複数開くということであれば、同じ顔ぶれではいけないわけでございますので、新しい参加者を募るということで、このようなことを考えると、相談員の皆さんも、ほかに仕事を持つながらやるのは大変だというふうに思います。

そういうことで、私の提案としては、1つの係ですね。専門の係の人を1人つけて、そして相談員の皆さん方にはそれ相応の報酬を払って、一、二年かけて、徹底的に町内の未婚の皆さんに結婚のチャンスを与える、そのような取り組みはできないでしょうか。お聞きします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務課長、野口喜正君。

○総務課長兼事業課長（野口喜正君） 議員おっしゃるように、相談員、係を設けて報酬をというふうなことがありますけれども、昔はそれこそおせっかいを焼いてくれるおばさんみたいな人がいまして、その人がいろいろと相談に乗ってくれたり、お見合いのその後の状況をいろいろと相談してくれたりというふうなことで、進んでいたかと思います。

今回、結婚相談事業をやっている相談員につきましても、経験年数7年以上の方もお願いしているので、中には、その後の状況を聞いてくださっている方もいらっしゃるようでございます。でも、なかなか、男女の関係でございますので、立ち入っていけないというふうなことも聞いておりますので、そういったことで難しい面があるのかなというふうに思っております。

相談員に係をつけてというふうなこと、また報酬を支払うということは、1つの案かもしれませんけれども、必ずしもそうやっていってうまくいくとも限らないし、その辺については、また検討させていただければな

思っています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） ありがとうございます。

これからの方者は、やはり全員結婚してもらわないと、日本人がいなくなる。そのように思います。今の若い者は、早い人は早いんですが、チャンスがない人は一生独身でいるということが考えられますので、結婚相談というのは、地味ですけれども、非常に大事な仕事であるというふうに思っております。

ぜひ、さらに充実を図っていただきたいと思いますけれども、私も結婚相談員をやってみたいと思うんですが、どんな手続が必要でしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求める。

産業振興室長、岩崎 彰君。

○産業振興室長兼農業推進室長（岩崎 彰君） それでは、ただいまのご質問、お答えしたいと思います。

相談員は、任期がありますけれども、かわるときに、町のほうからこのような人がいいのではないかということで、お願いをしておるところでございます。ですから、積極的にやっていただけるという方がいらっしゃいましたら、ぜひお願いはしたいなど考えております。特には、手続は必要がございません。こちらからお願いするということでございます。

○議長（松崎 勲君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） ぜひやりたいと思っています。

それでは、次に移ります。

3番目ですね、4小学校合併後の取り組みについてでございます。

4小学校の合併後の取り組みについて、29年度より長南小が開校するわけでございますが、長南小ならではの取り組みを考えるべきと思います。

例えば、放課後あるいは土日に塾を開く。塾ですから、一律ではなく、能力によって組分けをする。また、ピアノや習字なども取り入れていただけたらと思います。また、音楽やスポーツに秀でている人がいれば、専門のコーチをつけて、さらに伸ばす。そのような取り組みができないでしょうか。お聞きします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求める。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、吉野議員ご質問の、4小学校統合後の取り組みということで、特色ある取り組みということになるかと思いますが、現在この特色ある取り組みということについて、長南町も力を入れてやっているところであります。

自ら学ぶ意欲の向上、あるいは地域の伝統工芸や文化の継承、個性の伸長と生きる力の育成等と、いろいろなことを目指して、現在特に他市町村に、変わっているというか、先駆けてというか、取り組んでいることは、小学校間の連携教育を通しながらも、漢字能力検定の挑戦、これは学力の一番基本中の基本ということで、文字離れの子供を防ぐ、そういう大事な取り組みだというふうに思っていますが、その取り組み。それから、ベニ花染めやべに花の件、それから芝原人形の件、長南袖凧づくりの件、これは歴史を学んだり制作をとおして、

この地域の特色、伝統工芸を学ぶ、そういう取り組みもしているところであります。

これらをさらに充実する中で、引き続いて取り組み、今後地域の中に、地域に愛着を持ちながら、地域社会に貢献する態度を育てていきたいというふうに考えています。

また、社会教育の中でも、青少年健全育成の観点から、土曜日など学校休業日などを活用して、年間16回のコンピューター教室あるいは科学教室、年間6回のわくわく体験クラブ、さらには4校合同ふれあいキャンプ、親子スキーとか、いろんなことをやっているわけであります。非常に教育効果も大きくあるわけで、向上しておりますので、先ほど申し上げましたように、統合後もさらにこれを継続して充実しながら、今後とも続けてまいりたい。

今まで4校に分かれていますけれども、統合によって適正規模の学校に近づきますので、統合前には十分経験できなかった多様な考え方触れたり、子供たちが互いに切磋琢磨すること、そういう経験もしながら、さらに充実した特色ある活動になるというふうに考えております。

議員が先ほどおっしゃったような、放課後の塾、今長南町の子供たちの学習環境で、ご指摘のことは確かに一番課題かなというふうに考えております。ですから、今後の中で、ぜひ検討していく中の1つに、今挙げられている学習環境上の課題を整備していくということで、塾とまでいきませんけれども、本町にはそういう能力を持った方々が大勢いらっしゃいます。その方々を活用しながら、それから4校の学校もあきますので、そういうところも活用しながら、塾にかわるものといって、放課後の子供たちへの援助、学習上の、指導上の援助を、特に小学生になろうかと思いますが、していくことも前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 2番、吉野明夫君。

○2番（吉野明夫君） いろいろ考えているようですので、実現に向けてやっていただきたいと思います。ひとつ、特色のあるですよね、これはすごいというようなものを、何とか探し出してやってもらいたいと思うんです。

なぜこのようなことを言うかと申しますと、こんなに子供が少ないところでは、子供が育たないというようなことで、茂原市などのほうに子供を上げる人がいます。子供が少なくなればなるほど、そういう人がふえると思いますので、結局子供のいない町になりかねません。そうならないように、魅力ある学校づくりをして、逆に、茂原市のはうから長南小に上げたいと思う人ができるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それには、単発のアイデアではなく、学校は直接関係ないかもしれませんけれども、保育料無料とか給食費無料、そのようなことも一緒に考えて、魅力ある学校づくり、これをしていただきたい。おとといテレビでやっていましたが、高知県のある学校では、落語を教科に取り入れているということで、落語は人の前で幾らでもしゃべれるということで、私もそういうのがあればよかったです。

最後に、一言、要望を申し上げます。

最近、どういうわけか、町民の方々と話す機会が多くなっております。いろいろな話をしますが、半数以上の方が長南町はもうだめだねと言っています。本当なんですね。そうやって言っているんです。町の直さなけ

ればならない点、あるいは悪いところを延々と話す人も、何人かいました。これらの人々の不安を払拭しなければなりません。

それには、活性化に向けてかじを切ることです。そして、インターを活用することです。インターをおりて、イチゴ狩りをしてもらう。町にもいろいろな事情で会社を辞め、家で細々農業をやっている若者もいます。それらの人々に、イチゴ狩りのノウハウを習得してもらい、イチゴ栽培をしてもらう。もちろん、習得中の生活費は町で補償する。土地、ハウス等も町で用意する。今、各地で活性化に力を入れているところは、全てこのように町で金を出しています。さっき林議員も申しておりましたが、そうやっています。国・県からの補助もあると思いますので、イチゴというのは私が思いついたことですが、イチゴに限らず、トマト狩り、シイタケ狩り、そういうこともできると思います。

今、坂本でレンコンの新たな栽培方法を研究している若者がいます。そういう人たちの支援もすべきだと思います。また、長南産のこしひかりが常に高価格で販売できるよう、調査検討もすべきだと思います。

熊野の清水公園は、ある程度整備されておりますので、少し手を加えるだけで西地区の核となり得ると思います。高度成長時代は、国・県から土地改良あるいは集落排水、環境保全事業など、指示があつてやっていたと思いますが、今は何もないと思います。個々の自治体で考える時代です。しかも、経営的感覚が必要でございます。

町の中堅職員を一般会社に、あるいは一般会社より経験豊富な人をアドバイザーとして、交流を持つのもよいと思いますし、会社でなくても優良な自治体があれば、それでもよいでしょう。何もしないで、過疎を拡大するより、やることはやった方がよいと思いますので、今後町長の決断を期待しております。

一般質問は、はい、わかりましたということは、なかなかないわけでございまして、今後推移を見守っていきたい、このように思っております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、2番、吉野明夫君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 次に、9番、丸島なか君。

[9番 丸島なか君質問席]

○9番（丸島なか君） 9番議席の丸島なかでございます。

大変お疲れでしょうけれども、もうしばらくお付き合いをしていただきたいと思います。

弥生、3月に入りまして、明日はひな祭り、そしてもうすぐ卒業シーズンでもあります。3月、4月にかけて、別れと出会いの時でもあり、入学、卒業、就職、成人式など、たくさんの人生の節目があり、その都度新しい決意で新生活をスタートしてきたことと思います。この3月、めでたく退職される方もおられること思いますけれども、大変お世話になり、ありがとうございました。どうか、お体に気をつけて、少しの間お体を休めて、また地域や町発展のために頑張って、活躍をしていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず1点目の、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

共通番号制度の関連法案が、平成25年5月24日に可決成立をし、平成28年1月から番号の利用がスタートいたします。制度の活用による効果として、所得情報の正確性の向上により、国民一人一人の所得、自己負担等の状況に応じたきめ細かな制度設計が可能となり、より適切なサービスを行うことができるとされております。一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する、いわゆるプッシュ型サービスや、行政機関などへの手続を1度で済ませるワンストップ機能など、効果が期待されております。

本町において、マイナンバー制度の導入により、町民サービス及びメリットはどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 丸島議員のマイナンバー制度についてのご質問ですけれども、そのメリットはどのようなものかということです。

マイナンバー制度について、今お話があったとおりでありますと、その具体的なメリットに関しましては、大きく3点ほど掲げられると思います。

1点目は、行政の効率化が図られます。行政機関での申請書等の手続が正確で速くなり、証明書などの待ち時間が短縮されます。

2点目は、国民の利便性の向上です。面倒な手続が簡素化され、例えば申請時に必要な課税証明といった、必要な添付書類は省略できるようになります。

3点目は、公平・公正な社会の実現に寄与されます。国民の所得状況が把握しやすくなり、給付金などの不正受給の防止などに役立ちます。

そのほか、被災者対策などの災害対策に役立ったり、さらには個人番号のカードが希望者に交付されますので、そこには本人写真が表示されます。本人確認のための身分証明書としても利用できることになります。

この制度は、将来的に民間企業にも、マイナンバー制度普及・利用させていくことを目標に、社会全体でその利便性を活用していくこととなるものであります。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、職員への研修についてを伺いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） マイナンバー制度の導入に当たっての職員の研修ということなんですが、このマイナンバー制度は、日本全体の社会制度を大きく変革させる重要な社会保障、税番号制度であるというふうに認識しております。

したがって、その重要性に鑑み、それに関連する職員研修を昨年5月、11月の2回にわたり、係長以上の職員を対象として、専門機関の方を招いて実施いたしました。

さらに、差し迫った10月の全町民の個人番号付与に向け、また新年度からの役場機構改革にも伴い、年度当

初の4月に、第3回目の職員全体を対象とした研修会も予定しております。

今後、国や県からの、法令関係や実務に対する説明会などの機会も、さらにふえていくことが予想されますので、関係課と横の連絡を密接に図りつつ、情報の相互共有、さらに十分なる理解を研修などで深め、住民の皆さんに対する説明が不足することのないよう、積極的なPRや丁寧な説明に心がけ、個人番号制度の万全な運用を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、マイナンバー制度の導入に向けての今後のスケジュールはどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、この組織体制について、総務室を中心に、マイナンバー制度に対しての準備を進めています。

現在、昨年来からこの導入に向けて、主に電算事務事業の洗い出し作業を終えておるところでございます。今は、電算関係に関する基幹系の住基システムを中心に動いており、主にその課というものは、住民課、税務住民室、保健福祉室、そのような課が主に個人情報を取り扱う内容となっております。

したがいまして、今後国の示すスケジュールどおり、特定個人情報保護評価の作業を現在行っているという状況です。

次の段階といたしましては、国の機関であります特定個人情報保護委員会によるチェック等を経まして、電算システムの改修に入していく予定でございます。

対外的には、国、これは地方公共団体情報システム機構と呼ばれていますけれども、丸島議員おっしゃったとおり、本年10月1日には住民の方全てに対して、12桁の個人番号が付与されます。それで、来年1月1日には、希望する住民の方々に対して個人番号カードが交付されて、制度運用がスタートしていく予定という状況となっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

最近内閣府が行った世論調査の結果では、制度内容をよく知らないという方が70%を超えていると、そういう調査もございます。今、お話があつたように、10月からマイナンバー通知を行うということですけれども、町民の皆様にはどのように周知方法をしていくおつもりなのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 周知方法につきましては、今、丸島議員おっしゃったとおり、まだまだ国の内閣府のほうでも、周知が行き届いていないというような報道が、先般なされたところでございます。

この関係につきましては、社会全体の重要な課題というようなことで、新年度予算のほうにも「よくわかる！マイナンバー制度」という、A5判の住民向けの告知用小冊子を予算化して、それを配布していく予定にしております。

さらには、広報ちょうなん、あるいはホームページなど、あらゆる情報手段を用いまして、万全で隅々まで行き渡るような周知、理解に努めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 予算化して小冊子を作成する等のお話をありがとうございます。

町民の方から、予算化してちゃんとやっていただけるんですかとかという、そういう質問等もございましたので、ありがとうございます。

先ほど、またメリットは3点ほどあるとお伺いをいたしましたけれども、個人情報の漏えいや不正利用の不安を訴える回答も、30%ほどあったということをお聞きしておりますけれども、個人情報保護等の新たな問題は生じないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） ご案内のとおり、このマイナンバー制度というものは、個人情報を取り扱う、いわゆる情報提供のネットワークシステムとなっております。

そういうことから、その秘匿性、あるいは外部漏えい問題、あるいは個人番号の不正利用、例えばわゆるなりすまし、そういうことによる個人財産への被害、といったものが課題、といったものもクローズアップされてきておるというような状況でございます。

実際によく耳にしますのが、インターネット上で現在も全世界、地球規模でのサイバー攻撃、といったものもさらされているということも否めないという状況にございます。

したがって、ハード面につきましては、先ほど申したとおり、国が主体となって進めているシステム構築の事業についてのセキュリティ一対策の万全な体制、といったものにまずは期待すると。

一方、ソフト面につきましては、国のほうでは特定個人情報委員会、といった中での監視強化、あるいは罰則、といったもので個人番号法を定めていますので、個人番号法の法律にのっとって、適正かつ厳正な運用をしていくことになろうかと思います。

一方、また町のソフト対策面につきましては、今後これから個人情報保護条例の整備充実、あるいはそれにまつわる新規設定条例の準備も進めていくという方向になろうかと思います。

したがいまして、といった中で、個人情報のといった心配される懸念については、今後そういう形で対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

ハード面、ソフト面、いろいろあるようですがれども。

そして、身分証明書として発行しております住基カードというものがあるわけですがれども、このマイナ

ンバー制度に移行していくということは、住基カードというのはこれからどのようにしていくのか。また、住基カード、現在発行している枚数とか利用状況とか、その後どのようにしていくのかということをわかれれば、お示しいただければありがたいです。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） 住民基本台帳カードのご質問ということでございます。

まず、発行枚数でございますが、今年1月末現在で201ということでございます。住基カードの有効期限は、10年間でございます。写真つきと写真なしの2種類ございます。写真つきの場合は、公的身分証明書としての用途で利用ができます。

どのようなものに使われているかということでございますが、運転免許証のかわり、要するに運転免許証がない方の身分証明書としての使用の仕方。パスポートの申請の場合。それから近年では、特には確定申告の際、その情報が確かにその本人であると、e-Taxとして税金の申告をする場合。最近は、書類での申請ではなく、データでの書類作成申請に使われるというようなことで、利用がされているようでございます。

今後どうなるのかというお話でございますが、即利用が停止されるわけではございません。有効期限が10年でございますので、人によっては有効期限まで3年、あるいは5年、あるいはまだ9年あると、いろいろな方がいらっしゃいます。ただ、番号制が2年後ぐらいに実現化されると、そちらのほうがかなり利用価値が高いわけで、マイナンバー制のほうにシフトしていくのではないかなと、このように想像しております。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございました。いろいろ聞かせていただきました。

これから、職員の皆様におかれましては、研修等大変だとは思いますけれども、このナンバー制度の開始に向けて、スムースに、また万全の体制で行つていけるようにお願いをいたしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

次の、2点目の学校給食費未納対策についてのほうに移らせていただきます。

学校給食については、学校給食法によりますと、教材費については保護者が負担をすることと定められていますということでございます。ところが、近年、支払い能力がありながら、学校給食費を支払わない保護者があり、各学校や教育委員会が対応に苦慮している問題が、大きく報道されているところでございます。

未納のために、きちんと支払いをしている児童・生徒の食材を落とさなければならないといったことは、許されないことであります。経済的理由という保護者も、中にはあることだと思いますけれども、払えるのに払わない、経済的な問題がないと思われるにもかかわらず、その義務を果たしていない保護者が中には存在するようあります。

文部科学省の調査によりますと、学校の認識として、未納の原因は保護者としての責任感や規範意識であるとの回答が、約60%を占めているということでございます。

我が長南町における未納者は、27世帯ほどで、金額的には250万円くらいだと伺っておりますけれども、現

状、対策についてお伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、丸島議員ご質問の、学校給食費未納についての現状と対策ということで、お答えをしたいと思います。

まず、現状についてであります、1月末現在の給食費の未納につきましては、前回の議会の中で、左議員のご質問にあったときに答弁させていただいたわけですけれども、それと比べまして、過年度分で約25万円減っておよそ225万円。また、世帯数も27世帯あったんですが、8世帯減って19世帯というふうになっています。また、本年度はまだ決算は出ておりませんけれども、上半期でおよそ60万円の未納があります。それが現状であります。

次に、対策についてであります、ほとんどが口座引き落としとなっております。引き落とし不能者につきましては、納付書を送付しているところです。それでも納入していただけない場合は、家庭を訪問し、督促をしているというところであります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

未納の対応として、経済的に払えない保護者に対する対策、また払えるのに払わない保護者に対する対策ということなんすけれども、町内には払えるのに払わない保護者とかはおられるかどうか。お伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 所管事務以外の部分も含まれますが、関連するので、一緒に答弁させていただきたいと思います。

まず、経済的理由で、生活が苦しいという方に対しては、生活保護法で守られております。この中の第13条のほうに、学校給食その他義務教育に伴うものが挙げられておりますので、その分につきましては、家庭のほうにお金が回っていく状況です。したがいまして、この家庭からは、ちょっと時は遅れますが、回収はされているところです。

なお、学校教育法のほうで、経済的理由で就学が困難な児童・生徒に対しても、補助することになっております。それを受けまして、長南町でも、要保護、準要保護の児童・生徒就学援助に関する要綱というのを設けております。この中で、学校給食費というものが、教育委員会のほうに対象家庭分回っておりますので、教育委員会からそれはお支払いしているという形をとっております。

したがいまして、本町では、払えなくて払わない家庭はございません。何らかのというか、ほかの理由で払いたくないから払わない、残念ながらそういう家庭だけだというふうに捉えられるところです。

以上です。すみません。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 払えるのに払わない保護者は、いらっしゃらないということでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○9番（丸島なか君） ちょっとすみません。例えば、海外旅行も行く、高級車にも乗る、そういう方で、学校給食費を払わないんだという方が、よその町村にはいらっしゃるような話も聞いておりますので、その辺がどうなのかなと思いまして。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 残念ながら、本町もそのような感じです。おります。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） やっぱりいらっしゃいますか。残念なことに。

未納の原因は、どのようなことが考えられますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

給食所長、中村義貞君。

○給食所長（中村義貞君） では、丸島議員の質問にお答えします。

丸島議員も先ほどおっしゃっておりましたが、保護者としての責任感や規範意識の問題や、保護者の経済的な問題があると思われます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 長南町はいらっしゃらないかと思ったら、いらっしゃるということですか。

大体わかりました。

教育委員会をはじめ、給食所の皆様にも大変お骨折れをいただいていることに、大変だなという思いがいたしましたけれども、今、報道によりますと、今現在の子供の6人に1人が貧困だともいわれているそうです。このような飽食の時代に考えられないかも、ちょっと自分自身もそういうふうに思うんですけども、町内の人々の声からも、子供たちにせめて腹いっぱい食べさせてあげていただきたいと。また、できることならば、給食の完全無料化実施をお願いしたいとの声を、町民の方よりいただいている。

そして、安心・安全な給食を提供するためにも、完全無料化実施を検討することを要望させていただきます。昨年12月定例議会において、左議員からもお話がありましたけれども、またその一段階として、一部助成をするなど検討していただきたいと思います。これは要望ですので、答弁は要りません。

[「要望はいけない」と言う人あり]

○9番（丸島なか君） 要望はいけないという話ですけれども、要望させていただきます。

そういうことで、一部助成、いきなり給食完全無料化というのは無理ということであれば、一部助成とかといふうに要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日3日は、議案調査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

明日3日は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

4日は、午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時54分）